

川崎市上下水道局公告第30号

川崎市上下水道局業務委託に関するプロポーザル方式事務取扱要綱（平成19年12月7日19川水総契第650号）第2条第2号に基づく公募型プロポーザル方式により、生田浄水場ほか7箇所運転監視・保守点検業務委託の受託適格者を特定することについて、次のとおり公告します。

平成29年4月5日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 委託件名

生田浄水場ほか7箇所運転監視・保守点検業務委託

(2) 履行場所

- ア 生田浄水場 川崎市多摩区生田1-1-1
- イ 稲田取水所 川崎市多摩区菅稲田堤3-21-1
- ウ 工水管1号さく井 川崎市多摩区菅3-7-16
- エ 工水管2号さく井 川崎市多摩区菅4-4-1
- オ 工水管3号さく井 川崎市多摩区菅5-4-2
- カ 工水管5号さく井 川崎市多摩区菅北浦1-6-17
- キ 工水管6号さく井 川崎市多摩区生田1-24
- ク 工水管8号さく井（稲田取水所内）
- ケ 平間配水所 川崎市中原区上平間1668

(3) 履行期限

契約の日から平成35年3月31日まで

ただし、契約の日から平成30年3月31日までを業務準備期間とし、業務開始日は平成30年4月1日とします。

(4) 業務概要

本業務は、生田浄水場ほか7箇所の工業用水道施設において、次の業務を行うものです。

ア 運転監視・操作業務

(ア) 施設の運転管理・操作

(イ) 水量・水圧・水質の管理

(ウ) 水運用等の連絡調整

イ 保守点検業務

(ア) 巡視・日常・定期点検

(イ) 補修・修繕業務

(ウ) 維持管理業務

ウ 危機管理・緊急対応

エ 研修・教育訓練

オ 技術管理

カ 安全衛生管理

キ その他

(ア) 受託者の提案に基づく業務

(イ) 受託者との協議により実施する業務

2 プロポーザル方式参加資格に関する事項

この公募型プロポーザル方式に参加を希望する者は、単体企業であり、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「

施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」に登録されていること。

なお、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されていない者（入札参加業種・種目に搭載のない者も含む。）で、本プロポーザルの参加を希望する者は、川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、平成29年4月28日までに競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

- (4) プロポーザル公告日時点で、日本国内の水道施設または工業用水道施設の凝集沈殿処理施設を有する浄水場において、運転管理業務を元請として同一施設で1年以上継続して履行した実績を有すること。

なお、実績については、浄水場の運転監視・保守点検業務等を包括的に実施したものを対象（第三者委託であるかは不問とする。）とし、部分的な業務委託は対象外とします。

また、共同企業体により履行した実績は、代表者であるものに限りません。

3 プロポーザル方式実施説明書・参加意向申出書等の配布及び提出

この公募型プロポーザル方式に参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加意向申出書（川崎市上下水道局業務委託に関するプロポーザル方式事務取扱要綱（平成19年12月7日19川水総契第650号。以下「要綱」という。）第3号様式。以下「参加意向申出書」という。）、資格要件書（実施説明書指定様式3）、2（3）及び（4）の要件を備えていることを証明する書類を提出しなければなりません。

資格要件書は、2（4）に示す条件を満たす実績について、公称施設能力が大きく、かつ履行年数が長期間であるものを最大5件まで記載し、これを証明できる資料の写しを参加意向申出書と合わせて提出してください。

なお、資格要件書で提出する実績については、本プロポーザルにおける参

加資格を確認するとともに、施設能力の規模や履行年数の期間に応じて評価を行うこととします。

(1) 配布及び提出場所

〒214-0034 川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内 浄水管理棟1階)

川崎市上下水道局水管理センター水道施設管理課

電話 044-900-9710

(2) 配布期間

平成29年4月5日から平成29年5月15日まで(土曜日、日曜日及び祝休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出期間

平成29年4月21日から平成29年5月15日まで(土曜日、日曜日及び祝休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 配布する書類

ア 実施説明書(様式集を含む。)

イ 参考資料集(電子データ)

(5) 提出方法

上記(1)の場所に持参してください。なお、郵送による提出は受け付けません。

(6) 提出すべき資料

ア 参加意向申出書

イ 資格要件書

ウ 2(3)及び(4)の要件を備えていることを証明する書類

4 実施説明書に関する質問及び回答

(1) 質問

実施説明書に関する質問がある場合は、実施説明書の指定様式1「実施説明書に関する質問書」により提出してください。

なお、評価基準に関する質問は受け付けません。

ア 提出場所

3(1)に同じ

イ 提出期間

平成29年4月12日から平成29年4月21日まで（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出方法

3(1)の場所に持参してください。なお、郵送による提出は受け付けません。

(2) 回答

質問書を提出した全ての者に対し、全ての質問及び回答を一覧にして次により回答します。

なお、回答書の郵送は行いません。

ア 回答場所

3(1)に同じ

イ 回答日時

平成29年5月8日午後1時から午後5時まで

5 参加資格確認結果通知書等の交付

参加意向申出書を提出した者には、次により参加資格確認結果通知書（要綱第4号様式）を交付します。また、参加資格が「有」と認められた者（以

下「参加資格者」という。)には、併せてプロポーザル関係書類提出要請書(要綱第2号様式。以下「要請書」という。)を交付します。

なお、参加資格確認結果通知書等の郵送は行いません。

(1) 交付場所

3 (1) に同じ

(2) 交付日時

平成29年5月22日午後1時から午後5時まで

(3) 非参加資格者の説明の請求及び回答

非参加資格者と通知された者が、その理由について疑義が生じた場合は、次により書面(書式は任意とする。)で説明を求めることができます。

ア 請求場所

3 (1) に同じ

イ 請求期間

平成29年5月29日から平成29年6月2日まで

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 請求方法

3 (1) の場所に持参してください。なお、郵送による提出は受け付けません。

(4) 説明請求に対する回答

次により書面で回答します。なお、回答書の郵送は行いません。

ア 回答場所

3 (1) に同じ

イ 回答日時

平成29年6月9日(午後1時から午後5時まで)

6 技術提案書等の提出

参加資格者は、実施説明書に基づき、技術提案書等を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3 (1) に同じ

(2) 提出期間

平成29年7月7日から平成29年7月21日まで（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出方法

3 (1) の場所に持参してください。なお、郵送による提出は受け付けません。

(4) 提出資料

ア 技術提案書 1部

イ 技術提案書等一覧表 1部

ウ 技術提案書に関連する添付資料 1部

エ 上記アからウの電子データ 1部

7 技術提案書作成に関する質問及び回答

(1) 質問

技術提案書作成に関する質問がある場合は、実施説明書の指定様式2「技術提案書作成に関する質問書」を次により提出してください。

なお、評価基準に関する質問は受け付けません。

ア 提出場所

3 (1) に同じ

イ 提出期間

平成29年6月1日から平成29年6月16日まで（土曜日、日曜日

及び祝休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

ウ 提出方法

3(1)の場所に持参してください。なお、郵送による提出は受け付けません。

(2) 回答

質問書を提出した全ての者に対し、全ての質問及び回答を一覧にして次により回答します。

なお、回答書の郵送は行いません。

ア 回答場所

3(1)に同じ

イ 回答日時

平成29年6月30日午後1時から午後5時まで

8 技術提案書作成の留意事項

参加資格者は、実施説明書26に示す要求水準に基づき、実施説明書16に示す提案事項に対して明確かつ可能な限り具体的に提案を記述し、提案書を作成してください。

9 技術提案内容に対するヒヤリング

提出された提案書等の内容に対し、次の方法によりヒヤリングを実施します。

(1) 実施方法

提案書等の内容に関して、各参加資格者によるプレゼンテーションを実施し、質疑応答を行うこととします。

(2) 実施日時・場所

8月上旬～中旬(各参加資格者に対して別途通知します。)

10 プロポーザル方式の評価方法

このプロポーザル方式の評価は、資格要件書で提出する実績の施設能力及び履行年数、提案書等（添付資料を含みます。）並びにヒヤリングにより行うこととし、実施説明書に示す評価項目及び基準に基づき、評価点の総合計により総合評価点を算出します。

11 受託適格者の特定方法

(1) 特定方法

このプロポーザル方式における受託適格者は、10により算出した総合評価点の最も高い者を受託適格者とします。ただし、総合評価点が最も高い者が2者以上いる場合は、技術評価の合計点が最も高いものを受託適格者とします。また、技術評価の合計点も同点である場合は、くじにより受託適格者を特定します。

なお、受託適格者として特定された者が契約締結までに辞退した場合、または参加資格を喪失した場合は、その者を除いて、総合評価点が最も高い者を受託適格者とします。

(2) 受託適格者の対象外とする場合

次に示す項目に該当する場合は、総合評価点によらず受託適格者の対象外とします。

ア 実施説明書16に示す提案事項について、記述がない提案事項がある場合

イ 実施説明書26に示す要求水準に対し、明らかに要求を満たしていない提案事項がある場合

ウ 提案価格が当局の提示した上限価格を超えている場合

エ 契約締結までに参加資格を喪失した場合

(3) 受託適格者の提案価格

受託適格者となるべき者の提案価格が、契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときは、当該適格者を除き、評価値の最も高い者を受託適格者とすることがあります。

(4) 結果通知書の交付

1 2 に示す参加資格喪失者を除き、技術提案書を提出した者全てに対し、評価の結果について「結果通知書（要綱第 8 号様式）」を交付します。

なお、結果通知書の郵送は行いません。

ア 交付場所

3 (1) に同じ

イ 交付日時

平成 29 年 9 月上旬（各参加資格者に対して別途通知します。）

(5) 説明請求

受託適格者に特定された者以外の者が、特定されなかった理由について疑義が生じた場合は、次により書面（書式は任意とします。）で説明を求めることができます。

ア 請求場所

3 (1) に同じ

イ 請求期間

結果通知書交付日から 5 営業日以内

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 請求方法

3 (1) の場所に持参してください。なお、郵送による提出は受け付けません。

エ 説明請求に対する回答

次により回答します。なお、回答書の郵送は行いません。

(ア) 回答場所

3 (1) に同じ

(イ) 回答日時

当局が指定する日の午後 1 時から午後 5 時まで

1 2 参加資格の喪失

(1) 参加資格の喪失

参加資格者が契約を締結する期限までの間において、次のいずれかに該当する場合は、参加資格を失うものとし、参加資格を失う者（以下「参加資格喪失者」という。）が既に提出した提案書等は無効とします。また、参加資格喪失者に対しては、参加資格を失う理由を「参加資格喪失通知書（要綱第 7 号様式）」により通知します。

ア 2 の資格要件を満たさなくなったとき。

イ 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき。

ウ 評価委員会の委員となった者の援助を受けて提案書及びその関係書類を作成したとき。

(2) 参加資格喪失者の説明の請求及び回答

参加資格喪失者は、その理由について疑義が生じた場合は、次により書面（書式は任意とします。）で説明を求めることができます。なお、郵送による提出は認めません。

ア 請求場所

3 (1) に同じ

イ 請求方法

参加資格喪失通知書交付日から 5 営業日以内の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に持参してください。

ウ 説明請求に対する回答

次により書面で回答します。なお、回答書の郵送は行いません。

(ア) 回答場所

3 (1) に同じ

(イ) 回答日時

当局が指定する日の午後1時から午後5時まで

1.3 その他

- (1) このプロポーザル方式において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) このプロポーザル方式は、実施説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札心得等に定めるもの及び本案件の公告によるものとします。
- (3) このプロポーザル方式は、参加資格者が1者となったとき中止します。ただし、上下水道事業管理者が認める場合は、その限りではありません。
- (4) このプロポーザルの参加申し込み後、辞退する場合は、書面（書式は任意とします。）により申し出てください。
- (5) このプロポーザル方式において、参加資格者から提出された提出書類、提案書等は、原則として返却しません。なお、これらの提出書類等は、受託適格者の特定以外の目的で使用しません。
- (6) このプロポーザル方式において、提案書等の作成に必要な費用は、参加資格者の負担とします。
- (7) このプロポーザル方式において配布する実施説明書及びその他の資料等は、プロポーザル参加に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (8) このプロポーザル方式において提示された提案価格は、本業務委託に

おける予定価格を算出するための根拠資料とします。

- (9) 受託適格者は、当局との契約交渉において、速やかに提案内容の詳細について協議を行ってください。
- (10) 受託適格者特定後、提案書作成時には想定されなかった理由により、業務内容、費用等を変更する必要がある場合は、当局との協議により必要と認められる場合に限り、内容を変更することができます。
- (11) 受託適格者は、契約締結後、速やかに業務準備に着手してください。
- (12) 契約締結後、業務開始までに必要な準備は、受託者の費用により実施してください。
- (13) その他、詳細事項等について疑義が生じた場合は、当局と協議のうえ決定します。